

松江市公共交通利用促進市民会議設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、松江市公共交通利用促進市民会議の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる所掌事務を定めるとともに、その所掌事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく協議会として、市に松江市公共交通利用促進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（任務）

第3条 市民会議は、松江市地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）に基づき、市民・企業・交通事業者・行政が協働して公共交通の利用促進を図りながら「だれもが、安心して、やさしく移動できるまち・松江」の実現に必要な事項を協議するとともに、交通計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことを任務とする。

（事務所）

第4条 市民会議は、事務所を島根県松江市末次町86番地に置く。

（事業）

第5条 市民会議は、第3条の任務を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 公共交通機関の利用促進に関すること。
- (2) 公共交通体系のあり方に関すること。
- (3) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 交通計画に位置付けられた事業の実施及び実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 交通計画の進行管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民会議の目的を達成するために必要なこと。

（委員）

第6条 市民会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者のうち市長が適当と認める者
- (2) 別表に掲げる構成団体に所属し、かつ、当該構成団体の長が指定する者

（任期）

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、前任者が副会長又は監査委員である場合は、その役職を引き継ぐものとする。

- 2 委員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(会長及び副会長)

第8条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、市民会議を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 市民会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、市民会議の会議に出席できないときは、あらかじめその旨を届け出て、代理人を出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会長が会議に諮り非公開を決定したときは、この限りでない。
- 6 市民会議は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、意見を聴取し、資料の提出を求めることができる。
- 7 会議は、必要に応じ、書面により開催することができる。

(協議結果の尊重義務)

第10条 市民会議で協議が調った事項については、市民会議の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

第11条 第5条各号に掲げる事項について、専門的な調査、検討を行うため、市民会議に専門部会を置く。

- 2 専門部会は、委員等をもって組織し、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門部会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める

(アドバイザー)

第12条 公共交通に関する専門的な助言を求めるため、市民会議にアドバイザーを置くことが

できる。

- 2 アドバイザーは、学識経験のある者から、会長が招聘する。

(事務局)

第 13 条 市民会議の業務を処理するため、市民会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、松江市まちづくり部に置く。

- 3 事務局に事務局長及び事務局職員を置き、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第 14 条 市民会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第 15 条 市民会議に監査委員を 2 名置く。

- 2 監査委員は、会長及び副会長を除く委員の中から会長が指名する。

- 3 市民会議の出納監査は、監査委員によって行う。

- 4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(市民会議が解散した場合の措置)

第 16 条 市民会議が解散した場合には、市民会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 14 日から施行する。

別表(第6条関係)

構成団体
松江市公民館長会
松江市町内会・自治会連合会
松江市高齢者クラブ連合会
松江市身障者福祉協会
松江市連合婦人会
松江市コミュニティバス利用促進協議会連絡会
松江商工会議所
連合島根東部地域協議会
交通事業者（一般社団法人島根県旅客自動車協会から選出）
西日本旅客鉄道株式会社
一畑電車株式会社
国土交通省中国運輸局島根運輸支局
国土交通省中国地方整備局松江国道事務所
島根県松江警察署
島根県地域振興部交通対策課
島根県松江県土整備事務所
松江市